

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 上場株式等について、特定口座を開設して運用しております。平成21年から上場株式等にかかる譲渡損失について、確定申告を行うことで配当所得との損益通算ができるようになりましたが、平成22年以後は確定申告しないで損益通算できると聞きました。その場合の手続きや留意点を教えてください。

A 平成21年分より 確定申告より 上場株式等にか

かる譲渡損失と上場株式等にかかる配当所得とを損益通算が可能となったことは、3月4日付本紙にて既報の通りです。平成21年分については、上場株式等にかかる配当所得につき申告分離課税を選択し確定申告を行うことで上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算をすることができました。

平成22年1月以降では、特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等にかかる配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となり、確定申告が不要となります。

平成22年1月以降では、特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等にかかる配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となり、確定申告が不要となります。

「出書」の提出が同日前までに必要となります。②「株式数比例配分方式」とは配当基準日現在の株式数に応じて、配当金を証券会社を通して受け取る方法です。つまり、配当金等が証券会社における特定口座に入金され

ます。一点留意すべき点は、この「株式数比例配分方式」を選択したら、保有する国内上場株式等の配当金等はすべてこの方式で受け取ることになります。こちらは配当基準日までには手続きを行う必要があります。国内公募株式投資信託等の収益分配金等のみを受け取っている場合には②の手続きは不要となります。

平成21年12月末までに特定口座(源泉徴収選択)を開設している場合には、配当金等の支払い確定日前までに、新たに①の契約を締結する必要があります。特定口座(源泉徴収選択)を開設していない場合には、その他の特定口座開設届出書、「特定口座源泉徴収選択届出書」「源泉徴収選択届出書」に「源泉徴収選択」を記入し、源泉徴収選択方式を選択する。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

されます。ただし、譲渡損失を翌年以降3年間繰り越す場合、過年度からの繰越損失と通算する場合および複数の証券会社の特定期口座において損益通算をする場合には確定申告が必要となります(左の図参照)。なお、平成22年以降分必要がございませ

